届出対象となる特定建築物の修繕・模様替、設備改修の規模一覧

		T	T		
		2,000 ㎡の標準的な規模	全体の 1/2 以上の改修	工事実態を踏まえた規	
		以上の改修		模の改修	
屋	屋根、壁、又は床				
	屋根	修繕・模様替を行う屋根、	修繕・模様替を行う屋根	_	
		壁又は床の面積の合計が	の面積が屋根全体の 1/2		
		2,000 ㎡以上	以上		
	壁		修繕・模様替を行う壁の	_	
			面積が床全体の 1/2 以上		
			(※参照)		
	床		修繕・模様替を行う床の	_	
			面積が床全体の 1/2 以上		
空	空気調和設備				
	熱源機器(暖房用)	交換する熱源機器の定格	交換する熱源機器の定格	_	
		出力の合計が 300kW 以上	出力の合計が全体の 1/2		
			以上		
	熱源機器(冷房用)	交換する熱源機器の定格	交換する熱源機器の定格	_	
		出力の合計が 300kW 以上	出力の合計が全体の 1/2		
			以上		
	ポンプ(暖房用)	交換するポンプの定格流	交換するポンプの定格流	_	
		量の合計が 900L/min 以上	量の合計が全体の 1/2 以		
			上		
	ポンプ(冷房用)	交換するポンプの定格流	交換するポンプの定格流	_	
		量の合計が 900L/min 以上	量の合計が全体の 1/2 以		
			上		
	空気調和機	交換する空気調和機の定	交換する空気調和機の定	1つの階に設置されてい	
		格風量の合計が		る全ての空気調和機を交	
		60,000m³/h 以上	1/2 以上	換する場合	
空気調和設備以外の換		交換する送風機の電動機	交換する送風機の電動機	_	
気設備		の定格出力の合計が	の定格出力の合計が全体		
		5. 5kW 以上	の 1/2 以上	100階の日白に記案さ	
照明設備		交換する部分の床面積の		1つの階の居室に設置されているののの間の借	
		合計が 2,000 m ³ 以上	合計が全体の 1/2 以上 	れている全ての照明設備	
 給湯設備			を交換する場合		
		六梅士 で熱海地ののウゼ	大梅士で勅海州のウヤ		
	熱源機器	交換する熱源機器の定格	交換する熱源機器の定格	_	
		出力の合計が 200k₩ 以上 	出力の合計が全体の 1/2		
		交換する配管の長さが	以上	_	
	配管設備		交換する配管の長さが全 体の 1/2 以上	_	
e i	 7久 	500m以上 二以上の昇降機を交換す			
拜	降機	一以工の升降機を交換す る場合			
		で物口	<u> </u> :のウレジカハに目りなざ。-	 	

[※] 修繕・模様替を行うことによる省エネ性能の向上が充分に見込めず、また、修繕・模様替の 実態として工事が行われない部分(道路に接していない敷地境界線から 1.5m 以下の部分)に ある壁を除く。